

特定調達契約に関する香川県会計規則の特例に関する規則（平成7年香川県規則第85号）第18条の規定により、次のとおり落札者等を公示する。

なお、本公告における調達は、WTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）、政府調達に関する協定を改正する議定書（平成26年条約第4号）によって改正された同協定その他の国際約束の適用を受けるものである。

平成31年1月18日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
  - (1) 産業廃棄物の収集・運搬業務 一式（汚泥 605トン、燃え殻 486トン）
  - (2) 産業廃棄物の処分業務 一式（汚泥 605トン、燃え殻 486トン）
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地 郵便番号760-8570 高松市番町4丁目1番10号 香川県環境森林部廃棄物対策課資源化・処理事業推進室 計画・調整グループ
- 3 随意契約の相手方を決定した日 平成30年12月14日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所 株式会社富士クリーン 綾歌郡綾川町山田下2994番地1
- 5 随意契約に係る契約金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）
  - (1) 産業廃棄物の収集・運搬業務  
汚泥 1トン当たり21,938円、燃え殻 1トン当たり14,501円（いずれも単価契約）
  - (2) 産業廃棄物の処分業務  
汚泥 1トン当たり70,200円、燃え殻 1トン当たり62,208円（いずれも単価契約）
- 6 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約とした理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第1号に該当するため